

請 願

平成26年12月須賀川市議会定例会

請願番号	受 理 年 月 日	請 願 名	請 願 者	紹 介 議 員	資 料 ペ ー ジ
請願第14号	26. 11. 26	集团的自衛権行使容認の閣議決定を撤回し、立法化しないことを求める意見書提出についての請願	須賀川市	丸本由美子	1~2
			新日本婦人の会須賀川支部 支部長 片野ミチ子		
請願第15号	26. 11. 7	「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」による就学支援事業の継続を求める請願書	須賀川市	橋本健二	3~5
			福島県教職員組合岩瀬支部 支部長 伊藤 弥		
請願第16号	26. 11. 27	市民が安心して産み育てられる医療環境整備に関する請願書	須賀川市 須賀川商工会議所 会頭 長谷部一雄	加藤和記 塩田邦平 石堂正章	6~8
			須賀川市 須賀川地区経営者協会 会長 笠原賢二		
			須賀川市 須賀川商工会議所青年部 会長 宗方保晴		
			須賀川市 須賀川商工会議所青年部OB会 会長 熊田巨晃		
			須賀川市 公益社団法人須賀川青年会議所 理事長 佐藤浩之		
			須賀川市 公益社団法人須賀川青年会議所 OB会 会長 西藤 昇		
			須賀川市 地域医療を考える会 会長 小林一夫		

2014年11月26日

須賀川市議会議長 市村喜雄 様

請願団体

新日本婦人の会須賀川支部

支部長

須賀川市



紹介議員

丸本由美子

集団的自衛権行使容認の閣議決定を撤回し、 立法化しないことを求める意見書提出についての請願

安倍政権は7月1日、国民多数の反対を押し切って、集団的自衛権行使容認を閣議決定しました。戦争放棄・戦力不保持・交戦権否認をうたう憲法9条のもとで、歴代の自民党政権も「認められない」としてきたことを大転換させる歴史的暴挙です。

閣議決定は、日本への武力攻撃ではなく「我が国と密接な関係にある他国」への武力攻撃でも、武力行使を可能にしました。「明白な危険がある場合」の「限定的」なものとしても、その判断は時の政府にまかせられます。さらに、これまで非戦闘地域に限定してきた自衛隊の「後方支援」を戦闘地域に拡大し、武器使用についても制限を撤廃しました。「武力行使をしてはならない」「戦闘地域に行ってはならない」というこれまでの二つの歯止めをはずせば、武装した自衛隊が戦地で攻撃対象となり、戦闘行為に巻き込まれることは明らかです。

「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意」した日本国憲法の平和主義を根本から否定するものです。立憲主義をふみにじり、時の一首相、一内閣が、「戦争をしない」と誓った日本の国のあり方を勝手につくり変えることなど許されません。

次の項目の意見書を採択し、政府に提出していただくことを求めます。

【請願項目】

- 1、集団的自衛権行使容認の閣議決定を撤回し、立法化しないことを国に求めること。



集団的自衛権行使容認の閣議決定を撤回し、立法化しないことを求める意見書（案）

安倍政権は7月1日、国民多数の反対を押し切って、集団的自衛権行使容認を閣議決定しました。戦争放棄・戦力不保持・交戦権否認をうたう憲法9条のもとで、歴代の自民党政権も「認められない」としてきたことを大転換させる歴史的暴挙です。

閣議決定は、日本への武力攻撃ではなく「我が国と密接な関係にある他国」への武力攻撃でも、武力行使を可能にしました。「明白な危険がある場合」の「限定的」なものとしても、その判断は時の政府にまかせられます。さらに、これまで非戦闘地域に限定してきた自衛隊の「後方支援」を戦闘地域に拡大し、武器使用についても制限を撤廃しました。「武力行使をしてはならない」「戦闘地域に行ってはならない」というこれまでの二つの歯止めをはずせば、武装した自衛隊が戦地で攻撃対象となり、戦闘行為に巻き込まれることは明らかです。

「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意」した日本国憲法の平和主義を根本から否定するものです。立憲主義をふみにじり、時の一首相、一内閣が、「戦争をしない」と誓った日本の国のあり方を勝手につくり変えることなど許されません。よって、次のことをつよく求めます。

記

- 1、 集団的自衛権行使容認の閣議決定を撤回し、立法化しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

2014年 月 日

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様

「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」による就 学支援事業の継続を求める請願書

2014年11月7日

須賀川市 議会
議長 市村喜雄 様

請願者

須賀川市 [REDACTED]
福島県教職員組合
岩瀬支部支部長

伊藤 弥



紹介議員

橋本 健二



「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」による就学支援事業の継続を求めることについて

請願の趣旨

福島県の教育は、東日本大震災及び原発災害以降、以前とは違った様々な教育課題を抱えています。双葉地区では、未だに再開できない小中学校が6校あります。また、臨時的に再開している飯館村・南相馬市・双葉地区さらには、川俣町山木屋地区などの被災地の小中学校では、プレハブの仮設校舎や民間会社の建物を利用したり、他の学校の空き教室を利用したりして教育活動が行われています。これらの学校の多くでは、実験・実習設備がなかったり、運動施設がなかったりと、教育設備および教育環境が十分に整っていない中で教育活動が行われています。

現在も多くの子どもたちが県内外に避難し、避難先での生活を余儀なくされています。未だにふるさとに帰還することもできず、経済的な支援を今後も必要とする子どもが多くいます。特に、仮設住宅及び借り上げ住宅に暮らす子どもたちは、たいへん厳しい環境の中で生活し学んでいます。スクールバスで通学していたり、保護者の送迎により通学したりしている子どもも多くいます。

「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」は、平成23年度の国の第一次補正予算で創設され、第3次補正予算で平成24年度から26年度までの3ヶ年分の経費が措置されています。この特例交付金によって、被災した子どもたちには、学校で学ぶための諸経費及び通学費（スクールバスの諸経費を含む）の補助が行われてきました。高校生に対しては、奨学金の給付として行われてきました。

福島県だけでなく、宮城県、岩手県など広範囲の被災地では、この特例交付金による就学支援が極めて重要であり、平成27年度以降も継続した就学支援が必要です。

つきましては、下記の通り、「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」による就学支援事業の継続と必要な財政措置を、関係諸機関に求めることをお願いいたします。

請願事項

1. 「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」による就学支援事業を平成27年度以降も継続して実施できるよう、特例交付金制度の継続と必要な財政措置を行うよう、国の関係機関に要請すること。

要請先 文部科学大臣 復興大臣 総務大臣 財務大臣

「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」による就学支援事業の継続を求める意見書
(案)

東日本大震災及び原発災害以降、被災地の教育現場は、以前とは違った様々な教育課題を抱えています。

福島県の双葉地区では、未だに再開できない小中学校が6校あります。また、臨時的に再開している学校の多くでは、実験・実習設備がなかったり、運動施設がなかったりと、教育設備および教育環境が十分に整っていない中で教育活動が行われています。

現在も多くの子どもたちが今も県内外で避難生活を送り、避難先のそれぞれの学校で学んでいます。未だにふるさとに帰還することもできず、経済的な支援を今後も必要とする子どもが多くいます。特に、仮設住宅及び借り上げ住宅に暮らす子どもたちは、大変厳しい環境の中で生活し学んでいます。スクールバスで通学していたり、保護者の送迎により通学したりしている子どもも多くいます。

「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」は、平成23年度の国の第一次補正予算で創設され、第3次補正予算で平成24年度から26年度までの3ヶ年分の経費が措置されています。この特例交付金により、被災した子どもたちには、学校で学ぶための諸経費及び通学費（スクールバスの諸経費を含む）等の補助が行われてきました。高校生に対しては、奨学金の給付として行われてきました。

福島県だけでなく、宮城県、岩手県など広範囲の被災地でも、被災した多くの子どもの就学支援が行われています。この「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」による就学支援は極めて重要であり、平成27年度以降も特例交付金制度が継続され、必要な財政措置が行われ、被災した子どもたちに継続した就学支援事業を実施できるようにする必要があります。

このような理由から、下記の事項の実現について、地方自治法第99条にもとづき、意見書を提出します。

請願事項

1. 「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」による就学支援事業を平成27年度以降も継続して実施できるよう、特例交付金制度の継続と必要な財政措置を行うこと。

要請先

復興大臣	竹下	亘	殿
文部科学大臣	下村	博文	殿
総務大臣	高市	早苗	殿
財務大臣	麻生	太郎	殿

市民が安心して産み育てられる医療環境整備に関する請願書

平成26年11月27日

須賀川市議会議長 市村喜雄様

請願者の住所及び氏名

須賀川市 [REDACTED]
須賀川商工会議所
会頭 長谷部 一 雄



須賀川市 [REDACTED]
須賀川地区経営者協会
会長 笠原 賢 二



須賀川市 [REDACTED]
須賀川商工会議所青年部
会長 宗方 保 晴



須賀川市 [REDACTED]
須賀川商工会議所青年部OB会
会長 熊田 亘 晃



須賀川市 [REDACTED]
公益社団法人須賀川青年会議所
理事長 佐藤 浩 之



須賀川市 [REDACTED]
公益社団法人須賀川青年会議所OB会
会長 西藤 昇



須賀川市 [REDACTED]
地域医療を考える会
会長 小林 一 夫



紹介議員

加藤 和 記



塩田 邦 平



石堂 正 章



【請願趣旨】

公立岩瀬病院への産科・婦人科開設に対する市の財政支援について請願いたします。

須賀川市を中心とする須賀川・岩瀬・石川地方では、安心して子供を産み育てられる医療環境を維持していくことを共通の課題として取り組まれ、独立行政法人国立病院機構福島病院と公立岩瀬病院の統合協議や、公立学校法人福島県立医科大学に寄附講座として周産期・小児地域医療支援講座を設立するなど、地域の基幹病院での産科、小児科の診療体制の継続に尽力されてきました。

この間、東日本大震災の発生など外部環境も変化し、とりわけ福島県内の医療を取り巻く環境は厳しさを増しています。

去る7月2日に開催された「須賀川・岩瀬及び石川地方地域医療懇談会」では、公立岩瀬病院に産科・婦人科の開設を目指すという地域合意がなされ、須賀川・岩瀬・石川地方の各市町村連名で、福島県や福島県立医科大学へ要望書を提出するなどの取り組みが報道されています。

さて、公立岩瀬病院は施設整備計画の一番目として老朽化が著しかった旧別館病棟の改築工事に着手され、新病棟が平成22年12月に竣工していたことにより、東日本大震災の発生時にはこの建物の整備により地域医療の崩壊がまぬがれ、被災後すぐに医療を提供していただきました。

そのような中で、安心して子供を産み育てられる医療環境の整備は、東日本大震災の被災県のなかでも、当地域が今後も活力ある発展を続けるために地域としてなくてはならない重要な社会整備であり、公立岩瀬病院がその役割を担うことは、市民にとって大きな安心につながる最善の策であると思います。

ただ、現実的には公立岩瀬病院も全国の多くの公的医療機関と同様、医師不足と赤字の経営が続いていると聞いています。これまでの引き続いた施設整備による多重な債務返済の課題があるなかで、間を置かずして産科・婦人科を開設するための施設整備を市がその主体となって事業を進めることを強く求めます。

もし、早急なるご決断をもって事に当たらねば、須賀川地域における安心安全のまち造りと将来を担う子供たちがここで生まれ育ち、笑顔で暮らせる明るく豊かな須賀川地域の未来のためにも、百年の大計に大きな悔いを残すこととなり、子孫末代まで先人の蹉跌に対し批判を仰ぐこととなることは必定であります。

また、この地域で安心して子育てができることとなれば、働く人たちも医療体制の充実したまちとして企業誘致にも優位性を持つことができます。

公立岩瀬病院がこれまでに担ってきた地域医療を、さらにより良いものにするためにも、医師や看護師など病院職員にも働きがいのある魅力ある病院であり続けることが求められ、一病院に建設費等の負担を強いることは、健全経営を目指して日々運営されている病院職員の士気の低下が危惧されるだけでなく、大切な医療資源の流失にもつながりかねません。

地域のために必要な整備について、市から公立岩瀬病院へ産科・婦人科開設のため、直接的な財政支援がなされるようお願いいたします。

以上、よろしくお願い申し上げます。

【請願項目】

1. 公立岩瀬病院の産科、婦人科病棟の建設費と開設費は、須賀川市で負担していただきたい。

以上

陳 情

平成26年12月須賀川市議会定例会

陳情番号	受 理 年月日	陳 情 名	陳 情 者	資料 ページ
陳情第2号	H26.9.1	横田めぐみさん拉致事件に関する陳情	東京都目黒区	1~4
			日本軍海兵隊 片木豊	
陳情第3号	H26.9.5	国に対し「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」の有効期限を延長する立法措置を求める意見書の提出を求める陳情	福島市	5~12
			福島県弁護士会 会長 笠間善裕	
陳情第4号	H26.9.5	個人通報制度の実現を求める意見書の採択を求める陳情書	福島市	13~17
			福島県弁護士会 会長 笠間善裕	

陳情書

（件名） 横田めぐみさん拉致事件に関する陳情。

（陳情理由） 横田めぐみさんの人命人権を擁護する。

（陳情事項） 日本軍海兵隊片木豊が、平成二十四（2012）年四月十二日に、警視庁警視總監殿に郵送した書留内容証明郵便物第84196号の複写を送付し、その内容に關して、貴議会の御理解と適法な執行を要望

し、陳情いたします。以上

平成二十六（2014）年八月三十一日

須賀川市議会

須賀川市議会議長殿

東京都目黒区

日本軍海兵隊片木豊



複写

謹告

四月二十九日に「昭和の日」を迎えるに際し、大東亜戦争に於ける日本国の戦争犠牲者、及び満洲国と中華民国とソヴェト社会主義共和国連邦を含む戦争当事国家の戦争犠牲者、及び昭和四十三年（一九六八年）に日本の横浜市で人質を取り立て籠った後に警察によって射殺された周恩来氏を含む交戦団体の戦争犠牲者に対し、厚い哀悼の誠を捧げ、御冥福を御祈りいたします。

さらに、次の通りお願いしお知らせします

お願い

昭和五十二年（一九七七年）十一月十五日に、新潟市で、横田めぐみさんが拉致された事件に関して、安倍晋三氏が、有印私文書を偽造し行使しています。この件について、私は再三、警視庁に通報し百十番通報もしたところ、警視庁から「逮捕するなら勝負にして」との旨の話がありました。この件について

複写

複写

24

ての証拠の品を私は内閣府に持参し、拉致問

題担当の方に預けてあります。受取人様が

安倍晋三氏を刑事訴訟法第二一三条に基づき

現行犯逮捕するか、あるいは、安倍晋三氏の

居所を差出人にお知らせいたただきたくお願い

します。

お知らせ

東京都千代田区在住の明仁女史の性別の如何

にかかわらず、片木豊が、昭和天皇裕仁氏か

ら話のあった、サガワキユウビンの五億円を

片木豊が、本日現在、受け取っていないので

この事をお知らせします。ただし、この文

中のサガワキユウビンと実在する佐川急便株

式会社との関係は、不明です。以上

平成二十四年（二〇一二年）四月十二日

（受取人）東京都千代田区霞が関

二ノ一ノ一

警視庁 警視總監殿

（差出人）東京都目黒区

複写

複写

日本軍海兵隊

片木豊

郵便事業株式会社
〒196118 東京都千代田区千代田 1-1-1

24 12

複写

郵便局
1962年 4月 1日

24 12
12-10

2014年(平成26年) 9月 4日

福島県内各市町村議会議長 殿

福島県福島市

福島県弁護士会

会長 笠間 善裕



国に対し「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」の有効期限を延長する立法措置を求める意見書の提出を求める陳情

【陳情の趣旨】

地方自治法第99条に基づき、別紙(本書6～8頁)のとおり、国に対し「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」(2012年(平成24年)3月29日公布法律第6号)の有効期限を、さらに延長する立法措置を求める意見書の提出をお願いしたく、陳情致します。

【陳情の理由】

第1 復興はまだ途上である

東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故(以下「原発事故」といいます。)の発生から3年が経過しました。

この間、被災者又は被害者、被災自治体、国の関係機関の努力により、復興は徐々に進んでいるものの、その進捗は十分とはいえません。

2014年(平成26年)3月10日の朝日新聞の報道によりますと、同日現在で、避難者数は全国で26万7419人(被災三県では岩手県3万4847人、宮城県8万9882人、福島県8万5589人)にも上り、未だ多くの被災者又は被害者が避難生活を強いられています。



他方、同報道によりますと、災害公営住宅完成戸数の進捗率は、被災三県で約9%前後と遅れが目立ちます。

また、原発事故は、放射能による被害が多種多様であり、かつ広範に及んでいる実態から、今後、その被害の全容が明らかになるほどに、賠償問題が法的紛争に発展する可能性がますます高まると思われまます。

このように、多くの被災者又は被害者が避難生活を余儀なくされ、また、原発事故による賠償問題も解決にはほど遠いことから、生活再建の道のりは未だ遠い状況にあります。

第2 「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」の成立

東日本大震災と原発事故は、人々の生活基盤をことごとく破壊し、様々な問題を抱えることとなった被災者又は被害者の法的ニーズには極めて大きなものがありました。

ところが、本来は日本司法支援センター（※1）による民事法律扶助（※2）の被援助者であるはずの者が、被災者生活支援金、義援金、建物損害保険金、原子力損害賠償金などを受給して一時的に資力要件をオーバーし、扶助相談を受けられないことが大きな問題となりました。

そこで、当会は、2011年（平成23年）12月28日に「東日本大震災及び原子力発電所事故による被災者への『法的支援事業』特別措置法の制定を求める会長声明」を発表し、東日本大震災及び原子力発電所事故の被災者又は被害者の支援のため、

- (1) 資力で被災者を選別しない法的支援事業の創設
- (2) 民事裁判に限定されない柔軟な支援の実現
- (3) 報酬・実費にかかる償還及び支払の猶予

などを内容とする「法的支援事業」特別措置法の制定を求め、その実現に向けた取り組みを行ってきました。

さらに、被災地の自治体からも被災者又は被害者の法的支援に対応する法整備を求める要望が寄せられ、2012年（平成24年）3月23日に「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」（2

012年(平成24年)3月29日公布法律第6号。以下「本特例法」といいます。)が成立しました。

第3 法的紛争解決にとっての本特例法の有益性

本特例法は、東日本大震災に際し災害救助法が適用された市区町村の区域における被災者又は被害者を対象として、日本司法支援センター(以下「法テラス」といいます。)が実施する民事法律扶助業務に付随する形で「東日本大震災法律援助事業」を創設したものです。

この「東日本大震災法律援助事業」は、従来の民事法律扶助業務に比し、①援助を受ける被災者の資力の状況を問わず、②対象事件の範囲も裁判外紛争解決手続や行政不服申立手続にまで拡大し、また、③立替金の償還・支払も事件継続中は猶予するものであり、被災者又は被害者にとって法的紛争解決のための有益なツールを提供するものとなりました。

第4 本特例法に基づく法律相談援助等の需要の大きさ

本特例法に基づき、弁護士が行った法律相談援助は、2012年(平成24年)で4万2981件(被災三県といわれる岩手県全体で7424件、宮城県全体で1万8675件、福島県全体で9564件)、2013年(平成25年)で4万8418件(同岩手県8916件、宮城県1万9789件、福島県1万583件)に上ります。

また、代理援助件数は、2012年度(平成24年度)で2699件(同岩手県74件、宮城県323件、福島県390件、山形県119件)、2013年度(平成25年度)で2267件(同岩手県37件、宮城県203件、福島県174件、山形県1087件)に上ります。

書類作成援助件数は、2012年度(平成24年度)で8件(同宮城県4件、福島県2件)、2013年度(平成25年度)で13件(同宮城県2件、福島県6件)に上ります。

(以上、2013年度(平成25年度)の数値は2014年(平成26年)5月13日現在の速報値です。)

このように、未だ被災者又は被害者の生活再建に向けた法律相談援助等の需要が

多く存在するものといえます。

第5 まとめ

以上のように、被災地の復興はまだ途上にあり、本特例法に基づく法律相談援助等の需要は、東日本大震災及び原発事故の発生から三年を経ても、未だ大きいといえます。

寧ろ、今後、仮設住宅からの退去、新居への移転を進めていく中で、換地や補償に関する法的問題、その前提となる相続、住宅ローン問題なども多く発生するものと思われ、また、原発事故による賠償問題は、区域の見直しによる損害賠償打ち切りを契機とする訴訟化、区域外避難者による損害賠償請求、逸失利益又は各種不動産に関する損害賠償請求等、さらに増加するものと思われま。

ところが、本特例法附則第3条第1項では「この法律は、この法律の施行の日から起算して三年を経過した日に、その効力を失う。」とあり、現行法のままでは、2015年（平成27年）3月31日に同法は効力を失い、被災者又は被害者は同法に基づく法律相談援助等を受けることができなくなってしまいます。

その後は、一般の民事法律扶助制度で対応することになりますが、本来は民事法律扶助の被援助者であるはずの者が、受給した被災者生活支援金、義援金、建物損害保険金、原子力損害賠償金等の残りを預貯金として保有しているがために、資力要件を満たさないとして民事法律扶助を受けられなくなるおそれがあります。

これでは、東日本大震災及び原発事故の後の混乱から本格的に復興に向かっていかなければならない被災者又は被害者の生活再建に水を差すことになりかねません。

そこで、地方自治法第99条に基づき、本特例法の有効期限を延長する立法措置を求める意見書を提出されたく、前記陳情の趣旨記載のとおり陳情する次第です。

※1 日本司法支援センター

総合法律支援法（平成16年6月2日公布）に基づき、独立行政法人の枠組みに従い、日本国政府が設立した法務省所管の法人で、総合法律支援に関する事業を迅速かつ適切に行うことを目的としている（総合法律支援法第14条）。

裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にすると

ともに、弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援の実施及び体制の整備に関し、民事、刑事を問わず、あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会の実現を目指して、その業務の迅速、適切かつ効果的な運営が図られている。

※2 民事法律扶助

経済的理由等によって資力に乏しい者が民事の法的トラブルにあった場合に、無料で法律相談を行い（法律相談援助）、弁護士・司法書士の費用の立替えを行う（「代理援助」「書類作成援助」）業務（総合法律支援法第30条第1項2号）。

(別紙)

国に対し「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」の有効期限を延長する立法措置を求める意見書(案)

第1 復興はまだ途上である

東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故(以下「原発事故」といいます。)の発生から3年が経過しました。

この間、被災者又は被害者、被災自治体、国の関係機関の努力により、復興は徐々に進んでいるものの、その進捗は十分とはいえません。

2014年(平成26年)3月10日の朝日新聞の報道によりますと、同日現在で、避難者数は全国で26万7419人(被災三県では岩手県3万4847人、宮城県8万9882人、福島県8万5589人)にも上り、未だ多くの被災者又は被害者が避難生活を強いられています。

他方、同報道によりますと、災害公営住宅完成戸数の進捗率は、被災三県で約9%前後と遅れが目立ちます。

また、原発事故は、放射能による被害が多種多様であり、かつ広範に及んでいる実態から、今後、その被害の全容が明らかになるほどに、賠償問題が法的紛争に発展する可能性がますます高まると思われまます。

このように、多くの被災者又は被害者が避難生活を余儀なくされ、また、原発事故による賠償問題も解決にはほど遠いことから、生活再建の道りは未だ遠い状況にあります。

第2 「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」の成立

東日本大震災と原発事故は、人々の生活基盤をことごとく破壊し、様々な問題を抱えることとなった被災者又は被害者の法的ニーズには極めて大きなものがありました。

ところが、本来は民事法律扶助の被援助者であるはずの者が、被災者生活支援金、義援金、建物損害保険金、原子力損害賠償金などを受給して一時的に資力要件をオーバーし、扶助相談を受けられないことが大きな問題となりました。

そこで、被災地の弁護士会及び自治体から被災者又は被害者の法的支援に対応する法整備を求める要望が寄せられ、2012年（平成24年）3月23日に「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」（2012年（平成24年）3月29日公布法律第6号。以下「本特例法」といいます。）が成立しました。

第3 法的紛争解決にとっての本特例法の有益性

本特例法は、東日本大震災に際し災害救助法が適用された市区町村の区域における被災者又は被害者を対象として、日本司法支援センター（以下「法テラス」といいます。）が実施する民事法律扶助業務に付随する形で「東日本大震災法律援助事業」を創設したものです。

この「東日本大震災法律援助事業」は、従来の民事法律扶助業務に比し、①援助を受ける被災者の資力の状況を問わず、②対象事件の範囲も裁判外紛争解決手続や行政不服申立手続にまで拡大し、また、③立替金の償還・支払も事件継続中は猶予するものであり、被災者又は被害者にとって法的紛争解決のための有益なツールを提供するものとなりました。

第4 本特例法に基づく法律相談援助等の需要の大きさ

本特例法に基づき、弁護士が行った法律相談援助は、2012年（平成24年）で4万2981件（被災三県といわれる岩手県全体で7424件、宮城県全体で1万8675件、福島県全体で9564件）、2013年（平成25年）で4万8418件（同岩手県8916件、宮城県1万9789件、福島県1万583件）に上ります。

また、代理援助件数は、2012年度（平成24年度）で2699件（同岩手県74件、宮城県323件、福島県390件、山形県119件）、2013年度（平成25年度）で2267件（同岩手県37件、宮城県203件、福島県174件、山形県1087件）に上ります。

書類作成援助件数は、2012年度（平成24年度）で8件（同宮城県4件、福島県2件）、2013年度（平成25年度）で13件（同宮城県2件、福島県6件）に上ります。

(以上、2013年度(平成25年度)の数値は2014年(平成26年)5月13日現在の速報値です。)

このように、未だ被災者又は被害者の生活再建に向けた法律相談援助等の需要が多く存在するものといえます。

第5 まとめ

以上のように、被災地の復興はまだ途上にあり、本特例法に基づく法律相談援助等の需要は、東日本大震災及び原発事故の発生から三年を経ても、未だ大きいといえます。

寧ろ、今後、仮設住宅からの退去、新居への移転を進めていく中で、換地や補償に関する法的問題、その前提となる相続、住宅ローン問題なども多く発生するものと思われ、また、原発事故による賠償問題は、区域の見直しによる損害賠償打ち切りを契機とする訴訟化、区域外避難者による損害賠償請求、逸失利益又は各種不動産に関する損害賠償請求等、さらに増加するものと思われま。

ところが、本特例法附則第3条第1項では「この法律は、この法律の施行の日から起算して三年を経過した日に、その効力を失う。」とあり、現行法のままでは、2015年(平成27年)3月31日に同法は効力を失い、被災者又は被害者は同法に基づく法律相談援助等を受けることができなくなってしまう。

その後は、一般の民事法律扶助制度で対応することになりますが、本来は民事法律扶助の被援助者であるはずの者が、受給した被災者生活支援金、義援金、建物損害保険金、原子力損害賠償金等の残りを預貯金として保有しているがために、資力要件を満たさないとして民事法律扶助を受けられなくなるおそれがあります。

これでは、東日本大震災及び原発事故の後の混乱から本格的に復興に向かっているかなければならない被災者又は被害者の生活再建に水を差すことになりかねません。

そこで、地方自治法第99条に基づき、本特例法の有効期限を延長する立法措置を講ずるよう求め、意見書を提出するものです。

以上

2014 (平成 26) 年 9 月 4 日

須賀川市議会 議長 殿

福島県福島市
福島県弁護士会
会長 笠間 善裕



個人通報制度の実現を求める意見書の採択を求める陳情書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、国連自由権規約など、日本政府も批准している各種人権条約において、選択的議定書等の形で個人通報制度が定められているものがあります。個人通報制度は、当該条約に規定された人権を侵害された個人が、国内における人権救済制度（訴訟等）によっても救済がなされなかった場合に、当該条約の定める人権条約機関に対して、直接に救済を求めることを可能とする制度です。個人通報がなされた場合、人権条約機関は、その人権侵害状況を調査、審議した上で、人権侵害があると認定すれば、当該国の政府に勧告等を行うことができ、当該国内における人権救済と人権保障の改善に資するものです。

しかし、日本政府は、国連自由権規約や女性差別撤廃条約など、自ら批准している人権条約のいずれについても、個人通報制度に関する選択的議定書等を批准しておらず、個人通報制度は、日本においては導入が実現していません。

これは、いわゆる先進国の状況から立ち遅れているというだけでなく、アジア諸国でも個人通報制度をすでに導入している国が増加している現状からも立ち遅れており、このままでは、日本は諸外国から「人権後進国」とみなされかねない状況にあります。

日本に住む個人の人権を尊重し、日本社会が人権を尊重する社会として国際的な信頼を高めるためにも、日本が個人通報制度の導入を実現することが必要です。このような見地から、当会では、2011（平成23）年2月26日に行った定期総会において「各人権条約に基づく個人通報制度の導入及びパリ原則に合致した政府から独立した国内人権機関の設置を求める決議」を採択しております。

貴議会においても、地方自治法第99条の規定に基づき別紙の内容の意見書を政府に対し提出し、個人通報制度の導入を求めていただくことを、陳情いたします。

ご多忙中恐縮ですが、よろしくお取り計らいのほど、お願い申し上げます。

敬具



人権保障を実効性あるものとするための個人通報制度の実現を求める意見書（案）

個人通報制度は、人権条約により保障された人権を侵害された個人が、国内での人権救済を求める措置を尽くしたが、なお救済されない場合に、条約で定められた人権条約機関に対して、直接に救済を求めることができるとする制度である。個人通報に基づき、人権条約機関が人権侵害状況を調査、審議した上で、人権侵害があると認定すれば、当該国の政府に勧告等を行うことができ、人権救済と人権保障の改善につながる制度である。

個人通報制度は、日本が批准している各種の人権条約、例えば自由権規約（市民的及び政治的権利に関する国際規約）、女性差別撤廃条約、拷問等禁止条約、人種差別撤廃条約等においてすでに発効しているが、日本は、これらの条約において個人通報制度を定める選択的議定書等を批准しておらず、いずれの人権条約についても個人通報制度の導入が実現していない。

いわゆる「先進国」によって組織される OECD（経済協力開発機構）に加盟する 34 カ国のうち、個人通報制度を導入していないのは日本を含む 2 カ国のみであり、先進国首脳会議（いわゆる「G8」など）に参加する国では、日本だけが個人通報制度を導入していない。自由権規約の選択的議定書を批准している国は全世界で 100 カ国以上に達しているが、アジア太平洋地域においても、すでに、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、フィリピン、モンゴルなどの諸国が自由権規約の選択議定書を批准して個人通報制度を導入しており、日本は、人権保障の実効化に向けたこのような世界の動きに立ち遅れつつある。

日本政府は、国連の人権条約機関（国連自由権規約委員会等）から、個人通報制度の導入を何度も勧告されており、2010（平成 22）年 4 月、外務省人権人道課内に、個人通報制度批准の積極的検討を主な責務とする「人権条約履行室」を発足させ、翌 2011（平成 23）年の国連人権理事会においても、政府担当者が、個人通報制度受け入れの是非について真剣に検討を行っているなどと演説しているが、それから 3 年以上を経過した現在においても、政府の動きは鈍く、個人通報制度の実現に向けた積極的な動きはいまだに見られない。

日本に住む個人の人権を尊重し、日本社会が人権を尊重する社会として国際的な信頼を高めるためにも、日本が個人通報制度の導入を実現することが必要である。

よって、当議会は、政府及び国会に対し、一日も早い個人通報制度の導入に向けて、選択的議定書の批准などの具体的な措置を講じることを強く求める。

以上

各人権条約に基づく個人通報制度の導入及びパリ原則に合致した

政府から独立した国内人権機関の設置を求める決議

わが国は、1979年(昭和54年)に市民的及び政治的権利に関する国際規約(国際人権(自由権)規約)を批准し、同規約は国内法的効力を有するに至った。そして、批准から31年あまりとなる今日までの間、女性差別撤廃条約、子どもの権利条約、人種差別撤廃条約、拷問等禁止条約などが発効して、同じく国内法的効力を有するに至っている。

しかしながら、国際人権(自由権)規約その他各人権条約が、法規範として司法・行政等の場で十分に機能しているとは言えず、わが国の基本的人権の保障は、刑事手続、被拘禁者の処遇、女性の地位、在日外国人の人権を含む様々な分野において、国際人権(自由権)規約、その他各人権条約の求める国際人権保障の水準に達しているとはいいがたい状況である。

この状況を打開し、わが国の基本的人権の保障を各人権条約の求める国際人権保障の水準に前進させるためには、各人権条約が定める個人通報制度を導入すること及び国連の「国内人権機関の地位に関する原則(パリ原則)」に合致した、政府から独立した国内人権機関を設置することが極めて有効である。

まず、個人通報制度とは、各人権条約で保障された権利を侵害された人々が国内で司法手続等の手を尽くしても権利の回復を実現できない場合に、国連の各人権条約委員会に対して直接救済の申し立てができる手続である。この制度が導入されれば、各人権条約委員会が、人権侵害の有無を審議し、人権侵害があれば、直接批准国の政府に対して改善を促すこととなる。そのため、国内において権利の回復が実現できなかった場合にも国際的に人権侵害状況が監視されることとなり、個人の権利救済が期待できる。

次に、国内人権機関とは、①人権侵害の救済、②立法・政策提言、③人権教育の3つの機能をもつ、政府から独立した機関をいう。そしてパリ原則は、歴史的に最大の人権侵害者は国家権力であることに鑑み、政府からの独立性確保のために①法律上及び運用上の自立を通じた独立性、②財政上の自立を通じた独立性、③任命及び解任手続を通じての独立性、④構成を通じての独立性を求めている。国内人権機関が設置されれば、裁判制度などとは別に、人権侵害に対する実効的な救済が得られることになる。

よって、当会は、わが国において国際人権基準に従った人権保障を推進して、真の意味での人権保障を実現するため、各人権条約に定める個人通報制度の導入及びパリ原則に合致した、真に政府から独立した国内人権機関の設置を政府及び国会に対して強く求める。

以上のとおり決議する。

2011年(平成23年)02月26日
福島県弁護士会

Q.7 選択議定書は、世界で

どのくらい多くの国が批准していますか？

A.7 すでに109カ国が批准しています。

いま世界で160カ国が自由権規約を批准し、そのうち109カ国が選択議定書を批准しています(2007年7月現在)。

アジア太平洋地域で

は、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、フィリピン、モンゴルなどが選択議定書を批准しています。

自由権規約委員会も、日本が早く選択議定書を批准するよう、勧告しています。



Q.8 日本が選択議定書を批准するためには、

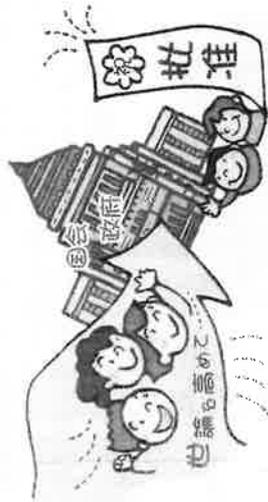
どうしたらいいですか？

A.8 みなさんの力がかかっています。

日弁連は日本の選択議定書の批准に向けて長年活動してきましたが、日本は未だ批准に至っていません。

自由権規約を、行政や裁判所がきちんと守り、活用すること、そして選択議定書を批准すること、これらを強く求めるみなさんの熱意ある運動、世論の盛り上がりの方が何より重要です。

NGO、地方自治体、国会議員のみなさんと幅広いネットワークを作り、選択議定書批准に向けて力を合わせていきましょう。



このリーフレットをお読みになるみなさんへ

みなさんは、

地球上に住むすべての人の人権が

きちんと守られるために、

国家間で、さまざまな条約=国際的な約束ごとが

取り決められてきたことをご存じでしょうか。

いま、人権に関する主な条約は世界中に27個あり、

その中で一番基本になるのが、1966年にできた

「自由権規約」と「社会権規約」という2つの条約です。

自由権規約には、

「選択議定書」と呼ばれる

付属の条約がセットになっていますが、

日本は、自由権規約を批准しながら、

選択議定書はまだ批准していません。

日本に住む私たち一人ひとりの人権がきちんと守られ、

日本の社会が人権を尊重する社会になるためにも、

日本に対する人権先進国としての

国際的な信頼を高めるためにも、

日本が選択議定書まできちんと批准することが、

ぜひとも必要だと私たちは考えます。

このリーフレットは、自由権規約や選択議定書について

説明しています。

手にとって読んで下さったみなさんが、

日本が一日も早く選択議定書を批准するように

関心と期待を持って下さり、

一緒に力を合わせて下さることを願っています。

「日本のみならず、国際人権基準を実務に取り入れようと努力されていることに対して、心から感銘を受けています。」

(ルイーズ・アールブルさん/国連人権高等弁務官)

「日本にとって自由権規約を十分に国内で生かすことは極めて重要であり、そのために選択議定書を批准することが今強く求められています。」

(安藤仁介さん/国連自由権規約委員会元委員長、世界人権問題研究センター所長)

国連の人権救済制度

「個人通報制度」に 道をひらこう!

～今すぐ自由権規約選択議定書批准を～



個人通報制度とは、

個人が直接、国際機関に

人権侵害の救済を求める制度です。

発行

JFBA-日本弁護士連合会

連絡先 日本弁護士連合会企画部国際課 TEL.03-35580-9741

日弁連国際人権ライブラリーURL:

http://www.nichibenren.or.jp/ia/humanrights_library/

発行 2007年11月

Q.1 自由権規約って何ですか？

A.1 市民的、政治的自由権を保障することを目的とした条約です。

正式には、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」といいます。

自分の命を誰からも侵されない権利や、拷問や非人道的な取扱いを受けない権利、根拠なくむやみに逮捕されないなどの刑事手続における権利、外国人や女性、子ども、障がいのある人の権利などを、日本国憲法よりも更に具体的に定めています。

各国政府は、国連の自由権規約委員会に定期的に自国の人權状況を報告し、審査を受ける義務があります。



平等

Q.2 自由権規約は日本国内でも効力があるのですか？裁判に使えますか？

A.2 日本国内でも効力があり、裁判にも使えます。

日本は、1979年に自由権規約を批准しており、自由権規約はすでに日本国内での効力を持っています。そして、ほとんどの条文は、そのまま日本国内での、民事行政、刑事の裁判で使うことができます。

しかし、日本では、警察や刑事施設の職員などの公務員や、人権侵害の訴えを審理する裁判官、そしてみなさんにもよく知られておらず、残念ながら、あまり裁判の場で使われていないのが現状です。人権侵害に遭って、裁判を提起しようとする方は、ぜひ自由権規約を活用して下さい。

このように、日本で自由権規約が浸透していないのは、「個人通報制度」が日本で使えないということが大きな理由の一つだと考えられます。



自由権規約

Q.3 個人通報制度って何ですか？

A.3 自由権規約に反する人権侵害を受けた人が、国際機関へ直接救済を申し立てる制度です。

選択議定書は、自由権規約とセットになった条約で、自由権規約で保障された権利を侵害された人が、国内で裁判などの手を尽くしても権利が回復されない場合に、国連の自由権規約委員会へ直接救済の申立てができる手続(=個人通報制度)を定めています。

日本は、自由権規約は批准しましたが、選択議定書はまだ批准していないので、日本における人権侵害の被害者には、この個人通報が認められていません。

例えば、選択議定書を批准している韓国では、作品が「利権行為」だとして画家が有罪判決を受けたケースで個人通報が行われ、自由権規約委員会は、その画家の表現の自由を侵害するとして、韓国政府に対して補償と再発防止を勧告しました。



個人通報制度

Q.4 自由権規約委員会、日本国内に人権問題があると指摘していますか？

A.4 まだまだ多くの人権問題があると指摘しています。

日本政府も、定期的にレポートを提出して、自由権規約委員会の審査と勧告を受けています。

自由権規約委員会は、1998年の審査において、日本の主要な人権問題として、刑事捜査の問題性、被拘禁者の処遇、死刑制度、女性に対する制定法上の差別、婚外子差別、在日コリアン、アイヌ、被差別部落等マイノリティ集団に対する差別などが挙げられると指摘しています。



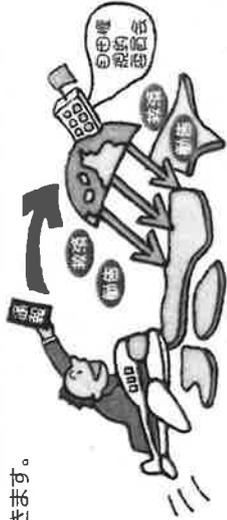
人権侵害!!!

Q.5 選択議定書を批准すると、日本国内の人権状況は変わりますか？

A.5 大きく改善されることが期待できます。

人権侵害を受けた人が、自由権規約委員会に個人通報することによって、その人権侵害状況が審議され、公に監視されます。自由権規約委員会は、人権侵害があると認定すれば、政府に対して改善を促します。

この国際的監視が予定されているだけでなく、日本の行政や裁判所などが、人権問題についてより前向きな態度をとることになり、ひいては日本国全体の人權状況の改善につながることも期待できます。



Q.6 個人通報制度は世界でどのくらい利用されていますか？効果はありますか？

A.6 1500件が受理され、多くの人が人権状況が改善されています。

個人通報制度発足後現在に至るまでに、世界中から寄せられた個人通報のうち約1500件が受理され、審査の結果420件を超えるケースで人権侵害が認定されました(2006年7月現在)。

各ケースについて自由権規約委員会は、各国政府に勧告を行った上、勧告に従った人権状況の改善がなされたかどうかの調査を続けています。例えば、オランダでは、失業保険受給手続きにおける男女の不平等な取扱が改められ、フランスでは、国籍を理由とする軍人年金支給における差別的取扱が改められるなど、人権状況の改善効果が現れています。



人権 HUMAN RIGHTS